

備前焼ミュージアム新築等設計業務委託参加表明書等及び技術提案書等説明書

I 業務の概要

1) 業務名

備前焼ミュージアム新築等設計業務委託

2) 業務の目的

現備前焼ミュージアムは、経年劣化による施設の傷みが激しく、耐震強度の不足から隣接する国道2号線の要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路沿道建築物）」に指定されている。また、備前焼をはじめ多様な文化芸術を創出する施設であるため、現施設を早期に改修することにより、来館者が安心安全に利用できる施設として、かつ、備前地域の未来を切り拓く文化芸術の新たなランドマークとなるよう、実施設計を作成するものである。

3) 本業務の上限額

55,000 千円（消費税を含む）

4) 業務内容

① 施設整備基本方針（コンセプト）

新備前焼ミュージアムは、「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン（平成30年7月 文化庁）」に基づき、次の5つのコンセプトによって、美術館が果たすべき役割・機能を備え、備前市が誇る地域文化・芸術、伝統や歴史、恵まれた自然環境を国内外に発信することにより、文化・観光の交流拠点を目指します。

(1) まちに開かれた公園のようなミュージアム

岡山県東南端の兵庫県との県境にある備前市の中心部を東西に結ぶ国道2号線沿線と、JR赤穂線沿線の伊部駅前にある好立地の条件を活かし、備前焼の伝統と発展がいきづく街並みと一体化した文化的な空間・美しい景観を創造するミュージアムを目指します。

また、誰もがいつでも立ち寄ることができ、様々な出会いや体験が可能となる公園のようなミュージアムを目指します。

(2) 市民とつくる参画交流型のミュージアム

文化・芸術による学びの場や研究・交流の場を提供し、市民が文化・芸術に親しみ、楽しみながら感性を磨き、豊かな心を育むとともに、自らの隠れた才能を発見・開発する機会を提供するミュージアムを目指します。

また、岡山県内及び近隣地域の美術館等と連携し、共同プログラムの開発や

アウトリーチ活動など幅広い協働や支援を行います。

(3) 子どもたちとともに、成長するミュージアム

未来の文化を創り出す子どもたちに開かれた教室として、見て、触れて、体験できる最適の環境を提供し、子どもの成長とともに美術館も進化し、時代を超えて成長します。

(4) 地域文化の多様性を活かし、世界に開くミュージアム

備前市各地域の文化の多様性を活かすため、巡回展等の連携・協働の取組、人材育成、情報発信、調査・研究等を支援するミュージアムを目指します。

(5) 世界の今とともに生きるミュージアム

新備前焼ミュージアムは、備前市が誇る伝統工芸「備前焼」をはじめとする日本遺産「日本六古窯」、世界に生まれた美術作品に市民とともに出会う美術館とする。多種多様な美術作品とともに、その芸術活動にじかに触れ、体感することで、地域から、未来の創造への橋渡しをします。

② 必要業務概要

(1) 基本設計：ミュージアムに必要なスペース、機能等を協議、検討した基本設計書を作成する。

(2) 実施設計：建築工事、設備工事、屋外付帯工事等の基本事項に加え、ミュージアムに必要な機械警備、電話設備、備品購入等の検討・設計を含む。

(3) 地質調査：建設予定場所の地質調査を行い、柱状図を作成する。

(4) 敷地調査・測量：敷地、周辺状況の調査及び測量を行う。

(5) 解体設計：既存図面を基に解体実施設計図書を作成する。

(6) 各種申請手続：建築基準法等関係法令に基づき、関係機関との事前協議や申請手続を行う。

③ 現施設の問題点等

備前焼ミュージアムは昭和52年3月に竣工、1981年に改正された建築基準法の旧耐震基準に該当する建築物であった。平成29年度に耐震診断調査を実施、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」と診断の結果を受け、平成30年度に岡山県へ耐震診断結果を報告する。

隣接の国道2号線は、平成29年7月、災害時に緊急車両等の通行を確保すべき路線とした緊急輸送道路に指定されたため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に基づき、現備前焼ミュージアムは「要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路沿道建築物）」に指定される。

計画敷地内には、地下に埋設された水路があり、建築物の配置を考慮する必要

がある。

④ その他

(1) 現施設の概要（別紙配置・平面図参照）

○備前焼ミュージアム：昭和52年建築 RC造 5F 1,477.75 m²

(2) 計画敷地等の概要（別紙配置図参照）

○備前焼ミュージアム敷地：備前市伊部1659番地6 2,445.04 m²

(3) 必要整備事項及び必要諸室等

○敷地内の建築物は全て解体撤去し、新施設を新築する。

○敷地は整地し、駐車場及び駐輪場を整備する。

○必要諸室等は、別紙平面図を参照とする。

(4) 年次計画及び総事業費

○建設工事：令和5～6年度（現施設からの引越作業も含む）

○概算工事費：約14億円（特殊な機器の移設、新規備品購入、引越作業等を含む）ただし、可能な限りコスト縮減についても検討すること。

5) 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- ① 国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び二号に掲げるものを基本とし、詳細は市担当職員と協議、確認したうえで提出すること。
設計図は製本A1版1部、A3版2部とし、その他各種書類は1部
- ② 解体実施設計図書一式（提出書類は①に準ずる）
- ③ 地質調査報告書及び柱状図（A4版）3部
- ④ 地質調査サンプル1式
- ⑤ 上記の電子データ（CD-R等の電子媒体）1枚
- ⑥ 模型、透視図作成1式
- ⑦ その他必要な資料1式

6) 提供する図面等（委託契約後）

- ①現備前焼ミュージアム設計図面一式（建築、構造、電気設備、機械設備）
- ②耐震診断評価・報告書
- ③基本構想

II 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び基本設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明

書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書や別添の書類に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 参加表明書等及び技術提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
担当チームの 技術者数・保有 資格調書	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式4とする。 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備ごとに担当する技術者の人数を記載する。 各担当者は資格の有無についても分かるように記載する。 協力事務所についても人数を記載すること。
業務実績調書 (類似業務を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式5とする。 同種または類似業務実績を8件以内、同種実績から優先して記入すること。
配置予定技術者 調書	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式6とする。 総括責任者及び主任技術者は、各1名記載する。 総括責任者、意匠担当主任技術者は、自社から配置すること。 配置予定の技術者については、保有資格、経歴・業歴等も記載する。
配置予定技術者 調書2	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式7とする。 総括責任者、意匠担当主任技術者のみ、本業務委託期間内において他に従事している業務、または従事する予定の業務について記入すること。
技術提案書 (基本計画、 個別テーマ等)	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式9とし、A3版4枚に記載することとし、文字サイズは11ポイント以上とする。 基本計画、設計にあたって、現有敷地を利用し、新施設の建設、駐車場整備等の方針や手法等を記載する。 個別テーマについては、技術提案書の記載要領に記載しており、それぞれのテーマについて記載する。

3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

Ⅲ 評価基準等

1) 一次選考（参加表明書等）の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

設計事務所及び配置担当者の評価について

評価項目	評価事項	評価のウェイト
担当チームの技術者数	必要な専門技術者を有しているか（協力事務所を含む）	5
担当チームの有資格者数	必要な資格者を有しているか（協力事務所を含む）	5
業務実績内容	同種・類似業務の実績を有しているか	15
総括責任者の資格、経験年数	業務に適した資格及び経験を有しているか	15
総括責任者の業務実績内容	同種・類似業務の実績を有しているか	15
総括責任者の現在従事している業務の状況	当該業務委託期間内において他に従事している業務があるか	5
意匠担当主任技術者の資格、経験年数	業務に適した資格及び経験を有しているか	15
意匠担当主任技術者の業務実績内容	同種・類似業務の実績を有しているか	15
意匠担当主任技術者の現在従事している業務の状況	当該業務委託期間内において他に従事している業務があるか	5
協力事務所	他事務所の協力を必要とするか	5

* 「他協力事務所の協力」とは、意匠・構造・積算・建築設備等、主要な部分を自社以外のものに協力させること。

2) 二次選考（技術提案書等）の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

技術提案書等の評価について

評価項目	評価事項	評価のウェイト
基本計画にあたって	文化庁のガイドラインに基づく美術館が果たすべき役割・機能を備え、備前焼の街にあつて備前市のランドマークとなるような施設をイメージした建築物及び建物配置計画がされているか	30

個別テーマ①	的確性、創意工夫、実現性等を考慮して総合的に評価する	10
個別テーマ②	同上	10
個別テーマ③	同上	10
個別テーマ④	同上	10
個別テーマ⑤	同上	10
業務実施方針について	業務への取り組み姿勢、意欲等を評価する	20

IV ヒアリング

ヒアリングの実施にあたっては、「ヒアリング実施要領」によるものとする。

V 選定及び非選定理由に関する事項

- 1) 一次選考により、技術提案書等の提出依頼を行う 5 者程度を選定し、技術提案書等提出依頼書を通知する。
- 2) 二次選考により、選定された最優秀者、優秀者に対しては、選定された旨を通知書により通知する。
- 3) 一次選考及び二次選考で選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を付して非選定通知書により通知する。

VI その他留意事項

- 1) 参加表明書等・技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書等・技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等・技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 提出された参加表明書等・技術提案書等は選定、非選定に関わらず返却しない。参加表明書等・技術提案書等は、選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、参加表明書等・技術提案書等は公平性、透明性及び客観性を期すため公開することがあるが、この場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。なお、事務局は選定及び説明の目的に、その写しを作成できるものとする。
- 4) 参加表明書等・技術提案書等提出後において、原則として参加表明書等・技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した予定技

術者は、原則として変更できない。

但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を選定し、発注者の承認を得なければならない。